公　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 14 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

１　処分をした年月日　平成25年１月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　井上工業株式会社　溝口　　均　大阪府大阪市東淀川区上新庄１―２―９　国土交通大臣許可（特―24）第2585号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成25年２月15日から平成25年３月16日までの30日間

４　処分の原因となった事実　同社は、国土交通省（高知港湾・空港整備事務所）が発注する特定港湾土木工事において、遅くとも平成21年７月１日以降、他の事業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該特定港湾土木工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。この行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成24年10月17日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、これらの命令が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 14 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　処分をした年月日　平成25年１月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社轟組　吉村　文次　高知県高知市萩町１―５―13　国土交通大臣許可（特―24）第973号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成25年２月15日から平成25年３月31日までの45日間

４　処分の原因となった事実　株式会社轟組は、国土交通省（土佐国道事務所、高知河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所）及び高知県が発注する一般土木工事等において、遅くとも平成20年４月１日以降、他の事業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該一般土木工事等の取引分野における競争を実質的に制限していた。

この行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成24年10月17日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年２月 14 日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

１　処分をした年月日　平成25年１月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミタニ建設工業株式会社　三谷　剛平　高知県高知市針木東町27―28　国土交通大臣許可（特―23）第6682号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

全国における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成25年２月15日から平成25年３月31日までの45日間

４　処分の原因となった事実　ミタニ建設工業株式会社は、国土交通省（土佐国道事務所、高知河川国道事務所）及び高知県が発注する一般土木工事等において、遅くとも平成20年４月１日以降、他の事業者と共同して受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該一般土木工事等の取引分野における競争を実質的に制限していた。

この行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成24年10月17日に同法第７条第２項の規定に基づく排除措置命令及び同法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令を受け、当該命令が確定した。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。